石岡市立石岡小学校いじめ防止基本方針

作成日:2014年4月1日

改訂:2025年4月1日

I いじめ防止対策のための基本方針

はじめに

今,学校教育において,「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また,近年の急速な情報技術の発展により,携帯電話等による新たないじめ問題が生じ,いじめはますます潜在・複雑化する様相を見せている。

このような中、学校では全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に 理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められてい る。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを 十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、 いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじ めには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に 示す。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりでいじめ防止に取り組むべき問題である。

2 未然防止対策

(1) 児童の実態を把握するために

① 教職員の気付きが基本

児童や学級の様子を知るには、教職員の気付きが大切である。そのためには、児童 と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。 その中で、児童の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することがで きる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

(2) 望ましい集団を育成するために

児童が,自分自身を価値ある存在と認め,大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

児童は、環境に大きな影響を受ける。教職員が児童に愛情をもち、温かい学級経営や 教育活動を展開することが、児童に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを 未然防止する上で大きな力となる。

① 児童から信頼される教職員

児童は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を 図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、ア ドバイスし合ったりする職場の雰囲気が大切である。

③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが自己肯定感を高め、児童は大きく変容する。

(3) 命や人権を尊重する心を育てるために

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図り、主体的に考え、自らいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。児童は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳教育及び体験活動の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。

(4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

3 早期発見

(1) いじめを見抜く教師の目

① 児童の立場に立つ

いじめを見抜くためには、児童一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、児童の立場に立って、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守るという姿勢が大切である。

② 共感的に理解する

教師は、児童の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、児童の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

(2) いじめ発見の手立て

① 学校生活アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期 発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教 職員の共通理解のもと、実施する。

② オンライン相談窓口

教職員に直接話すことが苦手な児童のために、インターネット上のクラスルームに「オンライン相談窓口」を設置していじめの早期発見に努める。また、茨城県が設置している「子どもホットライン」等についても周知し、活用を図る。

③ 相談体制

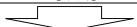
定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施することで、いじめを 早期発見する教育相談体制を整える。必要があれば、指導主事、スクールカウンセラ ー、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら教育相談を行う。

4 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

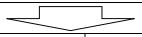
実熊把握

- ・当事者双方、周囲の児童から聴き取りを行い、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- <把握すべき情報>
 - ①誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
 - ②いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
 - ③どんな内容で、どんな被害か?【内容】
 - 【背景と要因】 ④いじめのきっかけは何か?
 - ⑤いつ頃から、どれくらい続いているのか?【期間】



指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする。
- ・教職員の共通理解を図るとともに、対応への役割分担をする。
- ・教育委員会,関係機関との連携を図る。



児童への指導・支援

保護者との連携

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せ る指導を十分に行う中で「いじめは決して許され ない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・理解と協力を求め、今後の学校との連携につい て話し合う。



今後の対応

- ・継続的に指導、支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め、心のケアに努める。
- ・心の教育の充実を図り、支持的風土のある学級経営を行う。

(2) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

児童に対して

- ○事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- ○「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- ○必ず解決できる希望がもてるようにする。
- ○自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

保護者に対して

- ○その日のうちに家庭訪問等をし, 事実関係を直接伝える。
- ○学校の指導方針を伝え, 今後の対応について協議する。
- ○保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- ○家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。

○今後の児童の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

児童に対して

- ○いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ち を引き出す。
- ○相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた児童の心の痛みを 共感させる。
- 〇いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ○思いやりの心や規範意識の育成を目指して,人間としてとるべき行動について 考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- ○正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを 伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ○「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し,事の重 大さを認識させ,家庭での指導を依頼する。
- ○児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の児童への対応

- ○当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ○「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を,学級・学年,学校全体で示す。
- ○はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していること を理解させる。
- ○いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

5 重大事態とその対処

(1) 重大事態の調査

重大事態(※)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

- ※ いじめにより児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)
- ※ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた児童 及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

保護者会等で伝えたいこと

- ○児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり,フィルタリングだけでなく,危険から守るためのルールづくりをすること,特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、 知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなト ラブルが起こっているという認識をもつこと
- ○ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えること を認識すること
- ○メールを見たときの表情の変化など,小さな変化に気付いたときには躊躇なく問い かけ,必要に応じて,学校へ相談すること

児童への指導のポイント

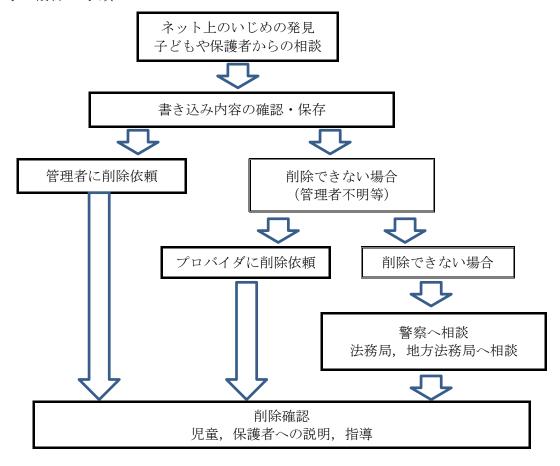
○発信した情報は、多くの人にすぐに広まること

れたり、アクセスされたりする危険性がある。

- ○匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ○違法情報や有害情報が含まれていること
- ○書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながること
- ○一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも児童の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。



① 管理者への連絡

- ・サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
- ・「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、 示された方法に従って依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

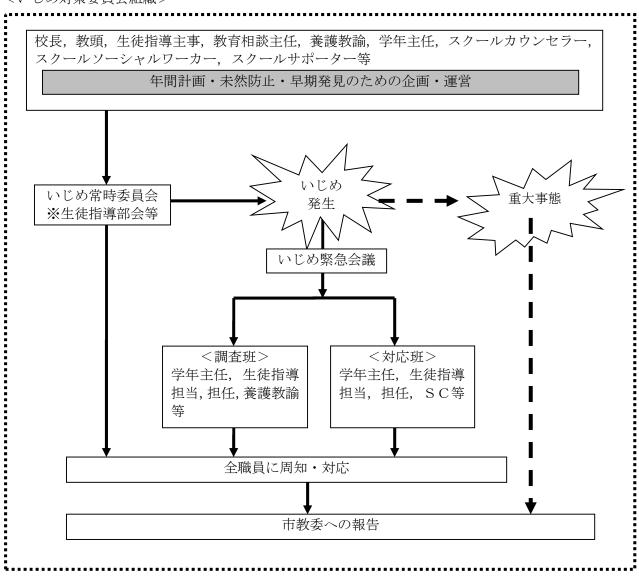
- ・プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を 依頼する。
- ・管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、 学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、 学校運営協議会委員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的に開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。その ため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り 組まねばならない。

<年間指導計画 >

1 100111	得計	四 /			
月	通年	学校行事	年間指導計画		
			職員研修等	未然防止	早期発見
4	いじめ	○職員会議(方針、指導計画職員への周知) ○PTA総会 ○家庭確認 ○始業式 ○入学式 ○授業参観・学級懇談	〇いじめ対策委員会 (方針、指導計画) 〇ケース会議(通年)	○いじめ実態把握調査 ○こどもを語る会 (情報共有)	○児童アンケート ○SNS オンライン相 談窓口の周知(通 年)
5	常時委員会	〇交通安全教室	〇人間関係育成研修 (授業づくり)	〇こどもを語る会 OSNS に係る授業	○児童アンケート
6	•	○運動会 ○フリー参観 ○学校運営協議会		〇こどもを語る会 〇生命の安全教育	〇教育相談(随時) 〇児童アンケート
7	職員会議(は	○個別面談	○教育相談研修	○教育相談研修 ○こどもを語る会 ○夏休みの過ごし方	〇児童アンケート
8	(情報共有)		〇いじめ対策校内研修		
9	-			〇こどもを語る会 〇全校道徳	○児童アンケート
10	いじめ緊急	○前期終業式 ○後期始業式 ○就学時健康診断 ○学校運営協議会		○人権教室 ○こどもを語る会	〇児童アンケート
11	緊急会議(事	○あいさつ運動○個別面談		○こどもを語る会 ○全校道徳 ○SNS に係る授業	〇教育相談(随時) 〇児童アンケート
12	事案発生時)	○いじめゼロ集会 ○フリー参観		○こどもを語る会 ○性教育講演会 ○冬休みの過ごし方	〇児童アンケート
1	•	〇新入生保護者説明会 〇学校保健委員会	〇次年度検討委員会	○こどもを語る会	○児童アンケート
2	市教委報告	○授業参観 ○学校運営協議会 ○学年懇談		○こどもを語る会	〇教育相談(随時) 〇児童アンケート
3		〇卒業式 〇修了式	〇いじめ対策委員会 (次年度の課題把 握、方針)	○こどもを語る会 ○春休みの過ごし方	○児童アンケート ○アンケート見直 し

重大事態対応フロー図

